

岩手県告示第 528 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 4 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 釜石遠野線

(2) 供用開始の区間

ア 遠野市青笹町糠前笛吹国有林 24 林班れ小班地先からる 2 小班地先まで

イ 遠野市青笹町糠前笛吹国有林 24 林班ハ小班地先かられ小班地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 4 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 遠野地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで

2(1) 路線名 大船渡広田陸前高田線

(2) 供用開始の区間 陸前高田市米崎町字西風道 192 番地先から字樋の口 144 番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 4 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで